

## 第6章 計画の推進

## 1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、教育・福祉分野だけでなく、保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

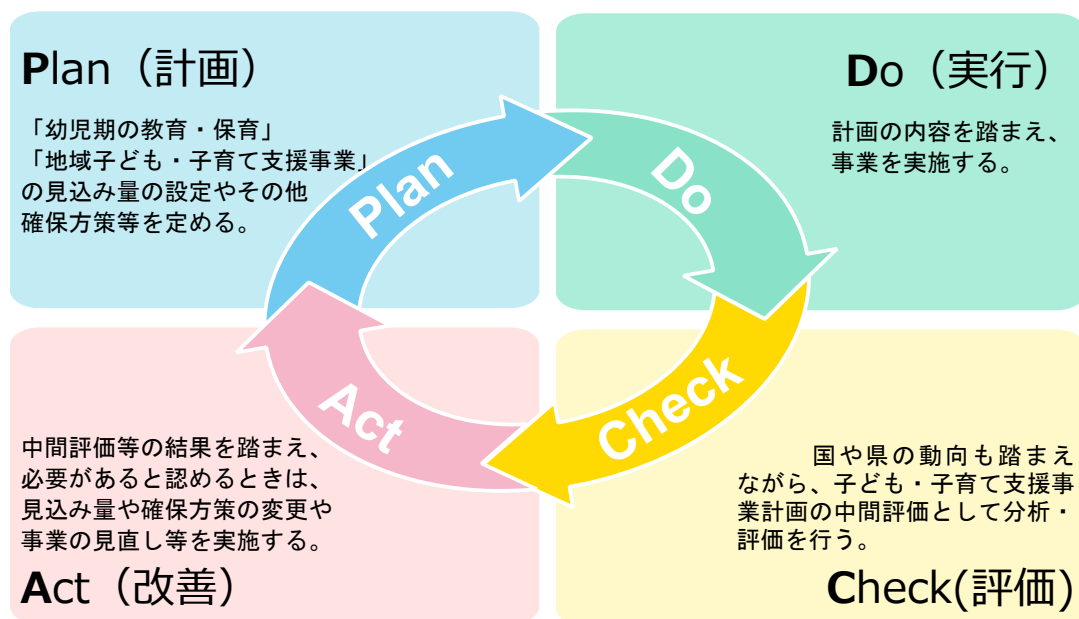
このため、施設関係者・民生委員・児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

## 3 計画の進行管理

この計画 (Plan) の達成状況 (利用定員数や施策取組) を得るためには、計画に基づく取組 (Do) の達成状況を継続的に把握・評価 (Check) し、その結果を踏まえた計画の改善 (Act) を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「奄美市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。



■ 計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ ■

## 4 成果指標

### (1) 計画レベルの評価

指標	平成 29 年	目標 (令和 5 年度)
合計特殊出生率	1.91	1.93

### (2) 施策レベルの評価指標

#### 認定区分別確保方策

区分	確保方策 (利用定員)	
	令和元年度	令和 6 年度
1号認定+2号認定(教育ニーズ)	810	755
2号認定(保育ニーズ)	601	686
3号認定(0歳児)	123	123
3号認定(1-2歳児)	428	428

#### 仕事と家庭生活の両立

指標	就学前児童 (平成 30 年度)	目標 (令和 4 年度)
育児休業の取得状況(取得した方)	父親 : 3.0% 母親 : 37.5%	父親 : 3.5%以上 母親 : 38.0%以上
育児休業を取らなかった理由		
職場に育児休業を取りにくい 雰囲気があった	父親 : 20.8% 母親 : 13.9%	父親 : 20.3%以下 母親 : 13.4%以下
育児休業の制度がなかった	父親 : 13.2% 母親 : 34.4%	父親 : 12.7%以下 母親 : 29.9%以下

---

## 参 考 資 料

---

### 奄美市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日条例第 30 号

#### 奄美市子ども・子育て会議条例

##### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、奄美市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

##### (組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) 子どもの保護者の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

##### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第 4 条 会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

##### (部会)

第 6 条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年奄美市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

奄美市子ども・子育て会議委員名簿

No	委員区分	職名	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	保健福祉部長	奥田 敏文	委員長
2		奄美市教育委員会教育部長	福長 敏文	
3		笠利町地域事務所長	高 一也	
4		住用町地域事務所長	手蓑 利文	
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事している者	チャレンジドサポート奄美理事長 (障がい児関係者)	向井 扶美	
6		名瀬地区保育連合会会長 (保育所関係者)	加世田 勇	副委員長
7		地域型保育施設代表 (小規模保育関係者)	福田 珠希	
8		奄美地区児童クラブ連絡会 会長	川内 美和子	
9		私立幼稚園代表 名瀬信愛幼稚園 副園長	谷村 広美	
10		公立幼稚園代表 名瀬幼稚園 園長	溝田 美鶴枝	
11	子どもの保護者の代表	名瀬地区保護者代表	井田 澄世	
12		笠利地区保護者代表	白畑 将輝	
13		住用地区保護者代表	西 明日香	
14	公募委員	子育て支援サロン代表者 だっこちゃん運営者	我那覇 ルミ子	

